

地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 5 年 1 月

利根沼田広域市町村圏振興整備組合

目 次

1	計画の基本的事項	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の目的	2
(3)	計画の位置づけ	2
(4)	計画期間	3
(5)	計画とする範囲	3
(6)	対象とする温室効果ガスの種類	3
2	温室効果ガスの排出状況	4
(1)	燃料等の使用状況	4
(2)	排出量の状況	4
3	温室効果ガス排出量の削減目標	6
(1)	基本的な考え方	6
(2)	排出量削減目標	7
4	目標達成に向けた取組	7
(1)	具体的な取組	7
①	財やサービスの購入に当たっての取組	7
②	財やサービスの使用に当たっての取組	10
③	廃棄にあたっての取組	13
④	建築物の建築及び管理等に当たっての取組	15
⑤	施設の修理・解体に当たっての取組	18
⑥	組合の発注工事や施設管理委託に当たっての取組	18
5	事務事業編の進捗管理の仕組み	20
(1)	推進・点検体制	20
(2)	各職等の役割	20
(3)	進捗状況の点検の方法	21
(4)	結果の公表等	21

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

地球温暖化とは、人類の活動により大気中に排出される二酸化炭素などの「温室効果ガス」排出量の増加によって地球の地表表面の温度が引き起こされる地球規模の平均気温上昇現象とされています。

世界の平均気温は上昇傾向にあり、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「第6次評価報告書 第1作業部会報告書」では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことや、1850年～1900年から2010年～2019年までの人為的な世界平均気温上昇は0.8℃～1.3℃の可能性が高く、人為的な地球温暖化を特定の水準に制限するには、CO₂の累積排出量を制限し、少なくともCO₂正味ゼロ排出を達成し、他の温室効果の排出も大幅に削減する必要があると報告されています。また、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール13は「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。」とされています。

本組合では、「地球温暖化防止活動実行計画」を、2011年度に策定し、一事業所として地球温暖化対策に取り組み、2022年度に至るまで取り組みを続けてきました。

国際社会においては、2015年12月のCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締結国会議)において、気温上昇を産業革命前と比較して1.5℃以内にし、21世紀後半に世界の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目標とした「パリ協定」が採択されました。このパリ協定において日本は「2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比26%の水準にする。」事を約束草案として提出しました。その後、国は2016年に「地球温暖化対策計画」を策定、2019年6月、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し、2021年10月22日に2050年カーボンニュートラルに向けた基本的な考え方等を示す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定し、国連に提出しました。

本組合においても、前計画の進捗状況を踏まえて新たな数値目標等を定めた「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「本計画」という。)を策定するに至りました。

(2) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条の規定に基づき、当組合で実施している事務・事業に関して排出される温室効果ガスを削減するための措置について定めるものです(参考1)。

※参考1 地球温暖化対策の推進に関する法律

(平成十年十月九日法律第百十七号より一部抜粋)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 (省略)

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

16～17 (省略)

(3) 計画の位置づけ

本組合全ての庁舎等で使用するエネルギーを把握し、エネルギー使用量についての目標を定め、これの実現に寄与する行動を積極的に実施していくものです。

国の「環境物品等の調達に関する基本方針」に定めるもので、本組合での実施が可能な品目及び本組合独自に定める方針に合う品目を優先的に調達することで、グリーン商品の購入を推進します。

(4) 計画期間

本計画の期間は、2022年度(令和4年度)から2026年度(令和8年度)までの5年間とする。また、温室効果ガス総排出量の基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」に即して2013年度(平成25年度)とします。

(5) 対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合のすべての事務事業及び施設とする。ただし、指定管理者制度により施設の管理一切を民間業者・法人等に委託している施設や温室効果ガス排出量の数値的把握が困難な外部委託工事等は本計画の対象範囲外とするが、受託者に対しては、温室効果ガスの排出抑制等、必要な措置を講ずるよう要請することとします。

(6) 対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定されている物質のうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)の3種類とします。

なお、同項に規定されているハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)については、使用量等の数値的把握や効果的な対策を行うことが困難なため、対象外としています(参考2)。

※参考2 地球温暖化対策の推進に関する法律(温室効果ガス関係抜粋)

(定義)

第二条 1～2(省略)

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふっ化硫黄

七 三ふっ化窒素

4～7(省略)

2 温室効果ガスの排出状況

(1) 燃料等の使用状況

基準年である2013年度(平成25年度)の温室効果ガスの原因となる燃料等の使用状況については、次のとおりです(表1)。

□ 表1 2013年度使用量

項 目		使 用 量 等
電気使用量		563,865.00Kwh
燃 料 使 用 量	ガソリン	44,147.95ℓ
	軽油	13,411.00ℓ
	灯油	51,099.00ℓ
	A重油	40,000.00ℓ
	液化石油ガス(LPG)	2,410.00m ³
	都市ガス	92.00m ³

(2) 排出量の状況

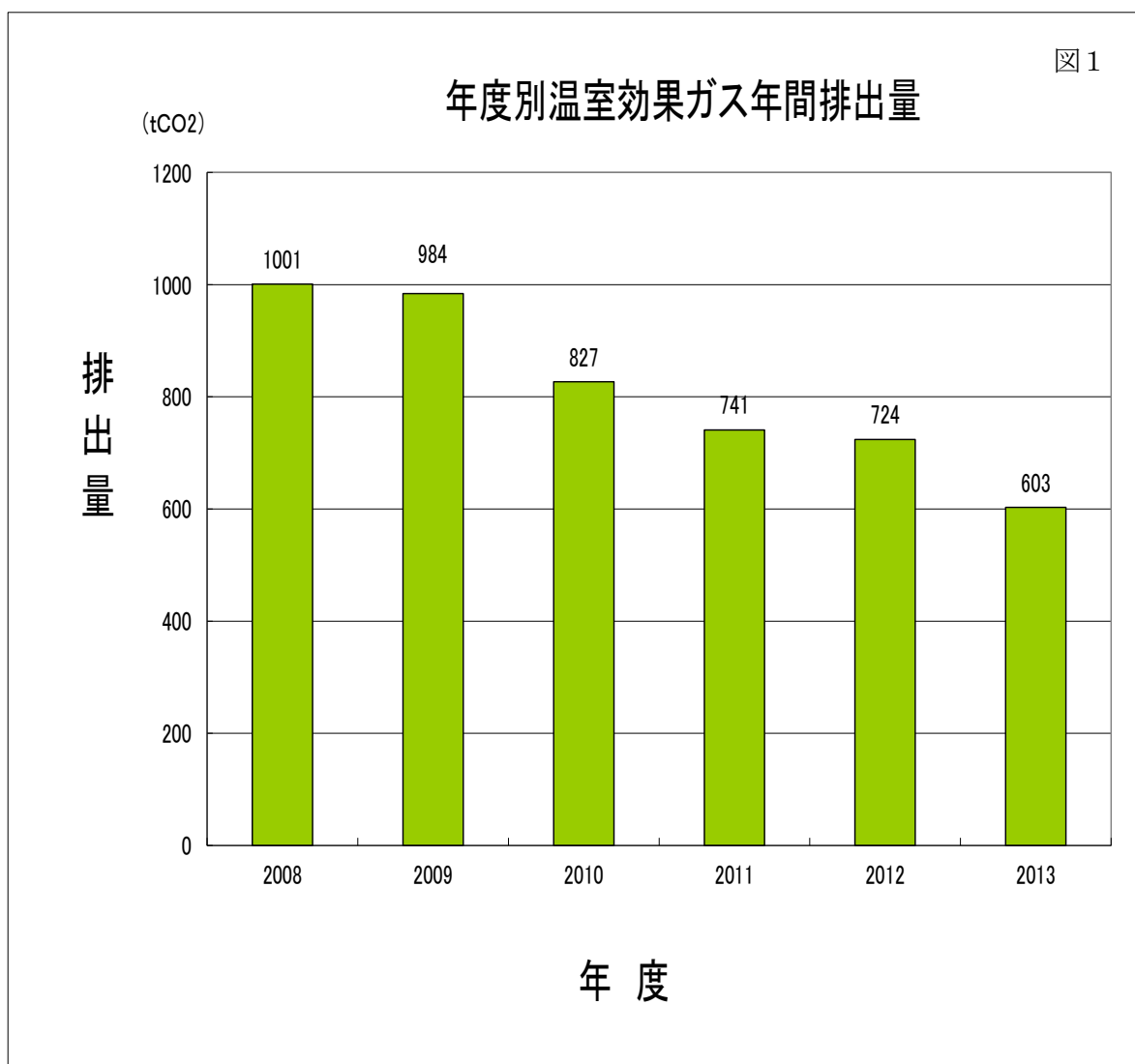
基準年である2013年度(平成25年度)の温室効果ガス排出状況等については、次のとおりです(表2)。

□ 表2 2013年度排出量

2013年度(平成25年度) 温室効果ガス排出量 = 602.51 tCO ₂

温室効果ガスの種類	温室効果ガス換算排出量(tCO ₂)
二酸化炭素	598.61
メタン	0.25
一酸化二窒素	3.65

※利根沼田広域市町村圏振興整備組合の2008年度(平成20年度)からの温室効果ガス排出量の推移は次のとおりです(図1)。



3 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 基本的な考え方

目標の設定は、国の地球温暖化対策計画の中期目標である2013年度比26%削減と同じ水準としています。

本計画においてもこの考え方に準じ、2030年度時点で2013年度比26%削減を達成することを目指して目標設定を行うこととしました。

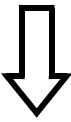
(2) 排出量削減目標

2030年度の最終的な目標を見据えると、基準年である2013年度比(平成25年度)で毎年1.72%の総排出量の削減が必要になります。2026年度(令和8年度)には、2013年度比(平成25年度)で20.71%の削減をすることが求められることから、これを本計画の目標とします(表3)(図2)。

□ 表3 2026年度までの目標値

	2013 (基準年度)	2021	本計画期間		(tCO ₂ 換算)	
			2022~2025	2026	2027~2030	2030
総排出量	602.51	521.02	毎年約1.72%削減	477.73	毎年約1.72%削減	445.70
基準年度比	—	△13.53%		△20.71%		△26.03%

□ 図2 本計画の目標

2013年度(平成25年度) 実績値	602.51 tCO ₂
 20.71%削減	
2026年度(令和8年度) 目標値	477.73 tCO ₂

4 目標達成に向けた取組

(1) 具体的な取り組み

① 財やサービスの購入に当たっての取組

物品等の購入に当たり、環境への負荷が少ない製品等を積極的に購入することで、環境負荷の低減を図ることとします。

行動項目	具体的な活動	例
(1)用紙類	①コピー用紙の購入に当たっては、古紙配合率が100%かつ白色度70%以下のものを購入します。	コピー用紙
	②印刷用紙の購入に当たっては、古紙配合率が70%以上かつ白色度70%以下のものを購入進めます。	印刷用紙
	③フォーム用紙及びその他の印刷用紙は、古紙配合率が高いものを購入します。	帳票類、OA用紙
(2)印刷物	①紙製品の購入に当たっては、古紙配合率が高く、白色度の低いものや、古紙と非木材紙が配合されたものを購入します。	更紙、画用紙、工 作用紙、板目用 紙、色紙、作文用 紙、封筒、報告書、 広報紙、ポスター、 パンフレット、名刺
	②印刷物には、古紙や非木材配合率の高い再生紙を指定するとともに、古紙配合率・白色度を記載します。	
	③印刷物は、再資源化が容易な非塗工紙を原則として使用します。	
(3)衛生紙	①衛生紙は、すべて古紙配合率100%の製品を購入します。	トイレットペーパー、ペーパータオル

行動項目	具体的な活動	例
(4)電気製品	①電気製品は、エネルギー消費効率の高い省エネルギー型の製品を購入します。特にOA機器8品目は、国際エネルギースターマークが表示されている製品及び国の推奨リストに記載されている製品とします。ただし、購入商品に該当するものがない場合を除く。	OA機器8品目、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、個別制御エアコン、パッケージ型冷房機、自動パワーオフ製品、熱交換型換気扇、蛍光灯
	②適正規模の機器を選択します。	
(5)文具・事務機器等	①エコマークやグリーンマークなど環境マークが表示されているものや、同等の製品を100%購入します。ただし、購入商品に該当するものがない場合を除く。	文具・事務機器等一般事務用品
	②再生紙や間伐材、未利用繊維、廃プラスチック等を使用した環境負荷の低い製品を購入します。	
	③購入に当たっては仕様書等に簡易包装を明記します。	
	④納品時に使用された包装材や容器等は、簡易包装とします。	段ボール等
	⑤詰め替え可能な洗剤や文具等を購入します。	ボールペン、事務用のり、台所用洗剤等

行動項目	具体的な活動	例
(6)公用車	<p>①公用車の更新時は使用目的による特殊事情を除き、次世代型自動車を率先して導入します。</p> <p>※低公害車…燃料電池・電気・天然ガス・ハイブリッド・プラグインハイブリッド・低燃費かつ低排出ガス認定車</p> <p>※低燃費車…自動車排出温室効果ガスを排出せず、又は自動車排出温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車。</p>	
(7)その他の環境への負荷が少ない製品の購入促進	①水を使用する機器は、節水型の機器を購入します。	設備機器、洗濯機、感知式自動洗浄装置(WC)
	②リターナブル容器(返却や再利用可能なもの)で販売されている製品の購入に努めます。	トナーカートリッジ等
	③作業服等については、再生材料から作られたものを推進します。	ペットボトル再生品等
	④長期使用が可能な製品の購入に努めます。	
	⑤「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく調達方針に沿って購入します。その他の製品については「商品選択のためのデータブック」(グリーン購入ネットワーク作成)を参考に、環境への負荷が少ない製品を購入します。	

② 財やサービスの使用に当たっての取組

電気、燃料等の使用に当たり、徹底的に無駄を省いて省資源を推進し、温室効果ガスを削減します。

行動項目	具体的な活動	例
(1) 用紙類の使用(購入)量の削減	①使用済用紙の裏面利用や両面コピー、両面印刷を推進します。	裏面コピー、両面コピー、両面印刷
	②ポスター等印刷物や両面使用後の余白部分については裏面利用を推進します。	メモ用紙
	③可能な限り縮小コピー及び縮小印刷を心掛け、ページ数を減らします。	縮小コピー
	④庁内文書は使用済用紙の裏面を利用します。	裏面の有効利用
	⑤ミスコピー防止のため、コピー機の使用前・使用後は必ずオールクリアーキーを押し、不要紙が発生しないように心掛けます。	ミスコピーの防止
	⑥会議資料の簡素化と共有化を図ります。	
	ア ページ数や部数は必要性を考慮し、必要最小限とします。	ページ数・部数の適正化、添付資料の見直し
	イ 会議において事前に配布されている資料は配布しません。	
	⑦庁内LANを推進し、ペーパーレス化を図ります。	電子メール推進
	⑧ファクシミリは原則として送付書を省略し、送受信者名等は本文余白利用を推進します。	
⑨各種資料は共有化を図り、個人所有の資料はなくすように努めます。		
⑩会議等においては、封筒を利用しません。		

行動項目	具体的な活動	例
(2) 電気使用量の削減	① 不必要な電灯の消灯を徹底します。	
	ア 原則として始業前、昼休みは廊下を含めて消灯するとともに、時間外勤務時には不必要な照明は消灯する。	照明点灯時間短縮
	イ 自然光を活用し、照明利用時間を減らす。	自然光の活用
	ウ 不在の部屋は必ず消灯する。	
	エ 湯沸室、トイレ及び倉庫等断続的に使用する箇所の照明は、使用の都度点灯する。	
	オ パソコン、コピー機等の電気製品は、低電力モードを利用するなど省電力化に努め帰宅時には必ず主電源を切る。ただし、支障がある機器は除く。	省エネモードの利用
	カ 庁内LANの推進によりプリンタなどの周辺機器の共有化を図る。	プリンタの適正配置
	キ 自動販売機の省エネルギー型への転換について、設置業者に協力を求める。	節電・待機モードへの切替え
	② 空調の適切な温度管理	
	ア 冷暖房は適切な温度を行い過度とならない空調管理を行う。	適温励行
	イ 空調効果を高めるため、空調供給中は窓や出入口を開放しないよう徹底する。	空調の効率化
	ウ 冷房効果を高めるため外気温が高いときはカーテン、ブラインドを活用する。	カーテン、ブラインドの活用
	エ 空調不要箇所への空調供給停止徹底。	

行動項目	具体的な活動	例
(2) 電気使用量の削減 (続き)	オ エアコンフィルターを定期的に清掃する。	定期的な清掃
	カ 各所属等に温度計を置き、室温をこまめに調整する。	温度計の配置
	キ 夏季の庁内執務時は、原則的にクールビズを推進し、冬季はインナーウェアを着用するなど時節に合わせた適切な服装に努める。	
	③エレベーターの適切な利用	
(3) 燃料使用量の削減	①冷暖房は適切な温度は、過度とならない空調管理をいまずう。	適温励行、補修・点検
	②公用車 ^{*3} の燃料使用量を削減します。	
	ア 燃費が良い公用車の優先利用に努める。	運転日誌の把握
	イ 荷物の積み下ろし、待機時はエンジンを停止する。	アイドリングストップ運動
	ウ 急発進、急加速を控え、無駄な荷物を積載しない。また経済運行速度運転を厳守する。	エコドライブの励行
	エ 公用車を利用する場合でも相乗りにより効率的な利用を図る。	相乗りの励行
	カ 近距離の事務連絡等は、徒歩や自転車を推進する。	

行動項目	具体的な活動	例
(4) 水道使用量の削減	①水道水圧調整を実施するとともに節水を励行します。	節水フラッシュバルブの使用
	②公用車の洗車に当たっての節水励行	
	ア 洗車の際は、バケツを利用するなど節水に努める。	
	③水漏れ点検を徹底します。	

*3 ここではこの公用車では緊急車両を除く

③ 廃棄にあたっての取組

4R (Refuse、Reduce、Reuse、Recycle) を実践し、廃棄物の発生抑制、再資源化向上を図ることを目的とします。

行動項目	具体的な活動	例
(1) 廃棄物発生量の削減	①住民への広報のための冊子・パンフレット・ポスター・報告書等の印刷物については、発行の必要性の有無・発行回数・発行部数・ページ数を精査して行います。	
	②使用済封筒や古封筒の再利用を推進します。	
	③印刷・コピーの必要性、必要枚数等を十分精査し、両面印刷・コピーを心掛けます。	
	④使い捨て容器を使用した製品の購入を控えます。	
	⑤詰め替え可能な製品(洗剤、文具)を利用します。	
	⑥物品を店舗等で直接購入する際は、買い物袋等を持参します。	

行動項目	具体的な活動	例
(1) 廃棄物発生量の削減 (続き)	⑦備品、事務用品等については修繕等により長期的使用を図ります。	
	⑧ファイル・フォルダー等は再利用します。	
	⑨貸与事務用消耗品等については、個人で保管すべき物品と所属所で保管する物品を区分し保管の適正化を図ります。	個人保管物品の例示(ボールペン、鉛筆、消しゴム、朱肉、蛍光ペン、付箋紙等)
	⑩コピー機・プリンターのトナーカートリッジは詰め替え可能な製品とし、不可能な場合は使用済製品の業者回収を徹底し、リサイクルを図ります。	
	⑪調理施設においては、献立内容や調理の工夫などで残飯と生ゴミの減量に努力するとともに、原材料の梱包を再利用可能なものにします。	
	⑫組合内会議等においては原則として飲物は出しません。	
(2) 再資源化の向上	①書類(焼却処分の必要があるものを除く。)・新聞紙・段ボール・雑誌等の資源化を図ります。	シュレッダーごみ
	②個人で飲食した後の容器包装について、地区のリサイクル事業で収集可能な物については、自宅へ持ち帰りリサイクルします。	アルミ缶、ガラスびん、ペットボトル、発泡トレイ等
	③リサイクル可能な製品の購入を推進します。	
	④コピー機・プリンターのトナーカートリッジは詰め替え可能な製品とし、不可能な場合は使用済製品の業者回収を徹底し、リサイクルを図ります。	

行動項目	具体的な活動	例
(2)再資源化の向上(続き)	⑤文書を廃棄する場合は中身をチェックして、なるべく再資源化を図ります。	
	⑥調理施設から出た残飯は、コンポスト化などにより資源化を図ります。	

④ 建築物の建築及び管理等に当たっての取組

自然環境を活かし、自然と共生できる施設の整備と管理を目的とします。

行動項目	具体的な活動	例
(1) 環境に配慮した計画	①環境負荷を低減しやすい立地選定に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為による環境影響の最小化を図る。 ・敷地のゆとりを確保する。 ・既存施設の有効活用に努める。 ・複合施設等多目的な施設の設計に努める。
	②公共施設等の緑化推進・ビオトープの創設に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・観葉植物の育成推進
	③周辺景観との調和や歴史的文化的環境に配慮します。	
	④大気環境に配慮した施設の整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の少ない燃料を使用する設備の導入に努める。 ・無振動・無騒音工法の導入に努める。 ・フロン、代替フロンを使用しない設備の導入

行動項目	具体的な活動	例
(1) 環境に配慮した計画(続き)	⑤水環境に配慮した施設の整備・管理	
	ア 水質汚濁の防止に努める。	・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備
	イ 水利用の合理化に努める。	・雨水の利用
	ウ 土壌汚染防止に努める。	・汚染調査の推進
	⑥省エネルギー設備の積極的な導入	
	ア 施設の断熱性を高める。	・複層ガラス、熱反射ガラス採用の検討
	イ エネルギー利用の合理化に努める。	
	ウ 省エネルギー型設備の導入に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー照明機器、エリアに配慮したスイッチ回路の導入 ・省エネルギー型空調設備の導入 ・電力標準化設備の採用 ・氷蓄熱システムの導入
	エ 未利用エネルギーの活用に努める。	・下水排熱及びごみ焼却排熱活用設備の検討

行動項目	具体的な活動	例
(1) 環境に配慮した計画(続き)	⑦省資源・廃棄物減量を考慮した設計	
	ア 建設廃棄物の発生抑制に努める。	・廃棄物処理計画書の提出要請
	イ 再生資源の有効利用に努める。	・再生資源利用計画書の提出要請
	⑧有害化学物質対策を強化した施設の設計	・アスベスト使用禁止の徹底 ・PCB対策の強化 ・ホルムアルデヒド対策の検討
(2) 環境に配慮した施設の整備・管理	①代替エネルギーを使用する設備や省エネルギー設備の導入を促進します。	
	②特定フロン等を使用する機器や設備は適正に管理の上、漏洩防止を行います。	
(3) 自然環境を生かした施設の整備・管理	①生態系、野生生物の保全や植生、代替生息地の確保に努めます。	・現地木、地域特性に配慮した樹種による敷地の緑化 ・既存樹木の活用や実のなる樹種の植栽に努める。
	②太陽光等自然エネルギーの導入に努めます。	・自然光に配慮した照明機器の導入 ・自然光を取り入れる工夫

⑤ 施設の修理・解体に当たっての取組

建設廃棄物の削減と再生資源の有効利用の促進を目的とします。

行動項目	具体的な活動	例
(1) 環境に配慮した計画	①工事施工計画書段階での環境対策確認	・事業者への環境意識の徹底
	②生態系の保全に努めます。	・生態系の原状回復
(2) 副産物の資源化の推進	①廃棄物の適正処理に努めます。	・廃棄物処理計画書の提出要請 ・廃棄物処理状況の確認
	②再生資源の有効利用に努めます。	・事業者への指導の徹底
(3) 化学物質の回収の推進	①フロンガスなどの回収を徹底します。	・修理時、廃棄時のフロンや代替フロンの回収・再利用 ・アスベストの適正処理 ・廃棄処分したPCB使用機器類の適正管理

⑥ 組合の発注工事や施設管理委託に当たっての取組

受注者に対する環境保全意識の啓発を目的とします。

行動項目	具体的な活動	例
(1) 環境に配慮した事業の実施	①工事施工計画書段階での環境対策確認	・廃棄物処理計画書や再生資源利用計画書の提出要請

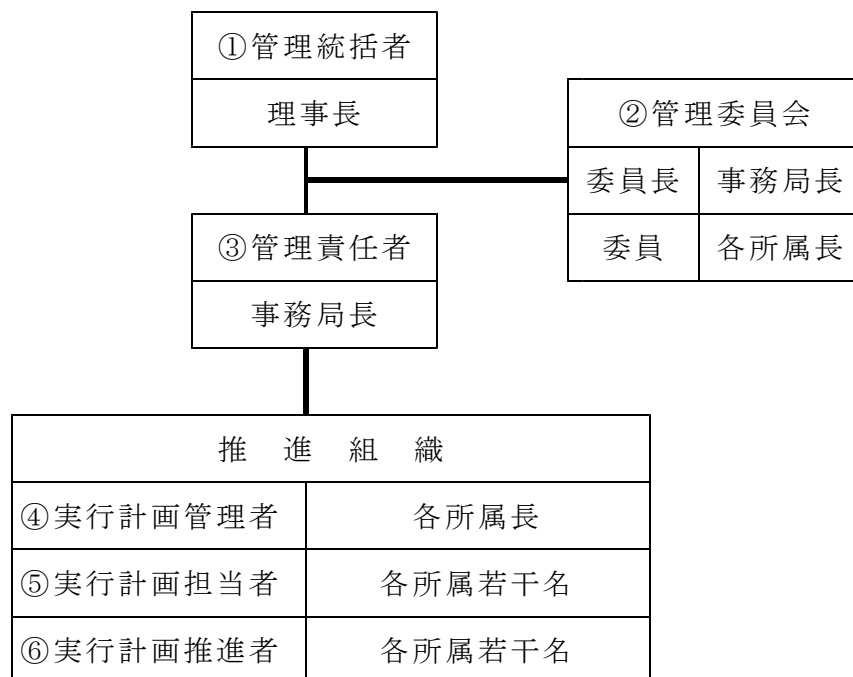
行動項目	具体的な活動	例
(1) 環境に配慮した事業の実施(続き)	②環境負荷低減の要請に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害重機使用の促進 ・省エネルギー型工事機器の使用促進 ・木材型枠の効率的、合理的使用の促進
	③温室効果ガスの発生抑制や有害物質の適正処理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・現場焼却炉の使用禁止 ・有害物質の適正処理の徹底 ・飛散の防止 ・水質汚濁物質の適正処理の徹底
	④他の公共工事との情報交換や調整を図ります。	
(2) 施設管理委託における温室効果ガス抑制	①施設の管理委託をする場合は、燃料使用量や電気使用量等の削減による温室効果ガス排出抑制を指示します。	

5 事務事業編の進捗管理の仕組み

(1) 推進・点検体制

本計画の推進・点検については、次のとおりの組織とします(図3)。

□ 図3 計画推進組織図



(2) 各職等の役割

各職等の役割を以下のとおりとします。

①管理統括者(理事長)

ア 計画の見直しや改善について管理責任者に指示する。

イ 計画を効果的に推進するために必要な専門技術や財政的な支援を行う。

②管理委員会

ア 計画の推進、改善等について関係所属の調整及び連絡を図り、必要な事項について審議する。

イ 委員長は、事務局長をもって充てる。

ウ 委員は各所属長をもって充てる。

③管理責任者

ア 計画の見直しや改善等の基礎として、管理統括者に計画の進捗状況報告と改善のための提案を行う。

イ 計画の推進等に関し必要な事務を行うとともに、これらの情報、状況、措置等を必要に応じ管理統括者に報告する。

ウ 管理責任者は、事務局長をもって充てる。

④実行計画管理者

- ア 四半期ごとに所属における燃料使用量等を、その結果に基づき所属に改善指導を行う。
- イ 所属における計画の進捗状況を管理責任者に報告する。
- ウ その他所属における計画の推進等に関し必要な業務を行う。
- エ 実行管理計画者は、各所属長をもって充てる。

⑤実行計画担当者

- ア 四半期ごとに燃料使用量等の調査を推進者に指示し、その結果を検証する。
- イ 計画の進捗状況を実行計画管理者に報告する。
- ウ その他計画の推進等に関し必要な業務を行う。
- エ 実行計画担当者は、各所属長より任命されたものを充てる。担当者は若干名とする。

⑥実行計画推進者

- ア 実行計画担当者の指示を受け、計画の推進、調査等に関し必要な業務を行う。
- イ 実行計画推進者は、各所属長より任命されたものを充てる。担当者は若干名とする。

(3) 進捗状況の点検の方法

管理委員会において計画の進捗状況を検証し、目標達成のための効果的な実行方策等を検討します。

また、結果を踏まえて必要に応じた見直しを行い、継続的な改善を図ります。

(4) 結果の公表等

本計画の実施状況等は、広報とねぬまた及びホームページを活用して公表します。公表する内容は、温室効果ガスの総排出量及び計画の達成状況、また今後の取り組み事項等とします。

1 統計データ

2013年(平成25年)～2022年(令和4年)における沼田市の月平均気温等の推移(表4)

※気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>)より沼田市の各年の数値を抜粋

